



固定資産税・軽自動車税種別割の減免申請は毎年必要です



次の要件に該当する場合は、固定資産税・軽自動車税種別割の減免を受けることができます。減免を受ける場合は、**5月24日(月)**までに税務課または各支所へ減免申請書を提出してください。

■問い合わせ 税務課資産税係 ☎0824-73-1144

固定資産税

減免を受けられるもの

- ①生活のための公私の扶助を受けている人が所有する固定資産
- ②公益のために直接専用する固定資産(有料の場合を除く)
- ③災害などにより著しく価値が減少した固定資産

申請に必要なもの ●減免申請書 ●その他減免を必要とする理由を証明する書類

軽自動車税種別割

減免を受けられるもの

- ①生活のための公私の扶助を受けている人が所有する軽自動車
 - ②身体や精神に障害があり、歩行が困難な人が所有するか、その人のために生計を一にする人が所有し運転する軽自動車(等級などにより制限あり)
- ※自動車税種別割(県税)の減免と、軽自動車税種別割の減免を重複して受けることはできません。
- ③身体障害者などの利用に役立てるため、車椅子の固定装置や昇降装置などの特別な構造変更がされている軽自動車

申請に必要なもの ●減免申請書 ●身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳など ●運転免許証 ●車検証 ●その他減免を必要とする理由を証明する書類

固定資産縦覧帳簿の縦覧について

令和3年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧を行います。この縦覧は、納税者が自己の所有する土地・家屋の評価額について、縦覧帳簿に記載されている他の土地・家屋と比較できる制度です。

なお、固定資産税の課税明細は、5月に送付する納税通知書および課税明細書で確認することができます。

縦覧期間 5月31日(月)まで(土・日、祝日を除く) 縦覧場所 税務課資産税係または各支所市民生活係
8時30分～17時15分

縦覧できる人

- ①固定資産税(土地・家屋)の納税者本人またはその同居の家族
- ②納税者の同意書または委任状を持参する人
- ③納税管理人
- ④法人の場合は、代表者またはその委任を受けた人
- ⑤法定代理人

必要なもの 運転免許証などの本人確認書類

■問い合わせ 税務課資産税係 ☎0824-73-1144 または各支所市民生活係

口座振替依頼書が新しくなりました

金融機関の窓口へ手続きに来た人(申込者)について記入する欄を追加しました。

口座振替依頼書のある場所 市内の金融機関、市役所(本庁舎・各支所)
※記入例を市のホームページに掲載しています。

手続先 市内の金融機関

手続に必要なもの(金融機関への持参物) 口座名義人の通帳、届出印
市税などの納付には、納め忘れの心配がなく、便利で安心な『口座振替』をぜひご利用ください。

■問い合わせ 収納課 収納係 ☎0824-73-1511